

# 相続法改正のポイントと施行時期

2019. 6 明治大学専門職大学院法務研究科教授・弁護士 平田 厚

## 1. 相続法改正までの経緯

- ① 最決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁: 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたとする違憲決定。  
⇒ これを受けて、平成25年12月5日に民法改正(900条4項ただし書前段を削除)
- ② 平成26年: 法務省がワーキングチームを立ち上げ
- ③ 平成27年: 法制審議会民法(相続関係)部会が設置  
⇒ 法制審の改正提案資料に、配偶者相続分を3分の2に引き上げることによって、事実上嫡出でない子の相続分を減少させるという提案(乙案)が盛り込まれていた。
- ④ 平成30年1月16日: 民法改正要綱案が公表
- ⑤ 同年3月13日: 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案が提出
- ⑥ 同年6月19日: 衆議院本会議で可決
- ⑦ 同年7月6日: 参議院本会議で可決・成立
- ⑧ 同年7月13日: 改正法の公布

## 2. 相続法改正法の内容

- ① 配偶者居住権の保護方策(短期的保護、長期的保護)
- ② 遺産分割の見直し
- ③ 遺言制度の見直し
- ④ 遺留分制度の見直し
- ⑤ 相続の効力等の見直し
- ⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の明文化

～ 判例法理を明文化するという要素はあまり多くはなく、明文規定によって新たな制度を創設するもの及び判例法理で行き過ぎであると批判されてきたところを変更するもの、等が多い。

### 3. 配偶者居住権の保護方策 ～ 施行は2020年4月1日(政令第316号)

Cf. 次の4(1)も配偶者保護施策の一つ

#### (1) 配偶者短期居住権の保障 ⇒ 1037条～1041条の新設

- ① 立法の意義 : 無償での短期居住権の保障 ～ 使用借権類似の性質
- ② 立法の必要性: 後妻と先妻の子との賃料相当損害金請求紛争の予防  
～ 基本的な発想は、最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁の考え方を応用するもの。
- ③ 問題点: 後妻が入り込んで無償使用を無限に主張(濫用)する危険はないのか。  
⇒ 期間を6月間に制限することで対処(1037条1項1号)。

#### (2) 配偶者居住権制度の創設 ⇒ 1028条～1036条の新設

- ① 立法の意義 : 有償取得するが使用中の対価は無償での長期居住権の保障  
⇒ 設定: 遺産分割、特定遺贈、死因贈与(554条)・・・特定財産承継遺言ではダメ(相続放棄しないと放棄できないため。それでは死因贈与はいいのか?)
- ② 立法の必要性: 「自宅の畳の上で死にたい」に応えるもの?
- ③ 問題点: 日本の居住家屋で、死ぬまで生活することは可能なのか? 譲渡は否定されたが(1032条2項)、住めなくなったらどうするのか? 所有者の承諾を得て転貸するしか方法がない。節税のための居住権設定のつけは誰が払うのか? その評価方法については、[(賃料相当額－通常必要費)×年金現価率～相続税評価]が相当か?

### 4. 遺産分割の見直し ～ 施行は2019年7月1日(政令第316号)

#### (1) 配偶者保護のための持戻し免除の意思推定 ⇒ 903条4項の新設

- ① 立法の意義 : 合理的意思の推定という合理性
- ② 立法の必要性: 推定がなければ紛争化の可能性あり。
- ③ 濫用の防止 : 婚姻期間20年以上の夫婦に限定。～ 相続税法の贈与税の特例

#### (2) 預貯金の仮払い制度の創設 ⇒ 909条の2等の新設

- ① 立法の意義 : 平成28年12月19日の最高裁大法廷決定(預貯金は準共有とし、遺産分割の対象になるとする判例変更を行った)をカバーする。つまり、準共有とな

って預貯金の払戻しができない不都合に対処するための方策を立法化するもの。

- ② 立法の必要性:ア)審判前の保全処分として払戻しを受けられるとする条項(家事事件手続法 200 条3項の追加)、イ)法定相続分の 3 分の 1 については単独行使できるとする明文規定(909 条の 2)
- ③ 909 条の2に定める上限額は、平成30年11月の法務省令29号で、150万円と定められた。～ 葬儀費用に関する赤本基準

### (3) 一部分割の明文化 ⇒ 907条に文言を追加

- ① 立法の意義 :実務の取扱いの明文化
- ② 立法の必要性 :実務の取扱いの明確化

### (4) 遺産分割前の財産処分の場合の規律の明文化 ⇒ 906条の2の新設

- ① 立法の意義 :全員合意による処分財産の分割組込み
- ② 立法の必要性 :実務の取扱いの明文化
- ③ 濫用への対処 :ただし、処分者以外の合意でいいと明記した。

## 5. 遺言制度の見直し

### (1) 自筆証書遺言の目録要件緩和 ⇒ 968条2項新設 ~ 2019年1月13日施行済

- ① 立法の意義 :ワープロ打ちが可能となった。
- ② 立法の必要性:自筆証書遺言のインセンティブを高める。
- ③ 問題点 :要件の緩和=濫用の増大のおそれはないか?

### (2) 自筆証書遺言の保管制度の創設 ⇒ 法務局における遺言書の保管等に関する法律 (2020年7月10日施行(政令第317号))

- ① 立法の意義 :法務局での保管
- ② 立法の必要性:遺言書の破棄・隠匿への対処

### (3) 遺贈の担保責任規定の明文化 ⇒ 998条の修正、1000条の削除 ~ 施行は2020年4月1日(附則1条3号)

- ① 立法の意義 :債権法改正に対応

② 立法の必要性:債権法改正との整合性

**(4) 遺言執行者の権限の明確化 ⇒ 1007条、1012条に条文追加、1014条2項～4項を新設、1015条・1016条の修正 ～ 施行は2019年7月1日(政令第316号)**

① 立法の意義 :権限の整理

② 立法の必要性:整合性の統一

**6. 遺留分制度の見直し ～ 施行は2019年7月1日(政令第316号)**

**(1) 遺留分権行使の効果の金銭債権化 ⇒ 1046条の新設**

① 立法の意義 :実務の見直し(遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へ)

② 立法の必要性:規律の明確化

**(2) 遺留分算定方法の特別受益分の減縮等の見直し ⇒ 1044条2項・3項の新設**

① 立法の意義 :実務の見直し。最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁は特別受益はすべて遺留分の基礎財産に含むとしていたが、今回の立法で10年間になされたものに減縮するとされた。

② 立法の必要性:パブコメでも賛成が結構あったが、本当に減縮が必要なのか?

**(3) 遺留分侵害額の算定における債務消滅の規律明文化 ⇒ 1047条の新設**

① 立法の意義 :判例(最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁等)への対応。

② 立法の必要性:判例基準の明確化

**7. 相続の効力等の見直し ～ 施行は2019年7月1日(政令第316号)**

**(1) 指定相続分も無権利の法理ではなく対抗問題とする明文化 ⇒ 899条の2の新設**

① 立法の意義 :最高裁判決(最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁は、指定相続分は無権利の法理で登記なくして対抗できるとしていた。)批判への対応。

② 立法の必要性:取引の安全確保

なお、いわゆる「相続させる」旨の遺言は、遺言執行との関係で、「特定財産承継遺言」として明文化されることとなるが(1014条1項)、その効力に関しては本条文によって対抗問題となる。

**(2) 相続債権者は指定相続分にかかわらず法定相続分で権利行使できることの明文化  
⇒ 902条の2の新設**

- ① 立法の意義 : 相続債権者の保護
- ② 立法の必要性: 合有債務説の採用でも悪くはないはずであるが、相続人の利益との調整として上記のように明文化。

**(3) 遺言執行者がある相続財産処分は無効の法理を維持しつつも善意の第三者には対抗できないとすることの明文化  
⇒ 1013条の修正**

- ① 立法の意義 : 条文と解釈の変更。中間試案までは、1013条自体を削除する提案がなされていたが、結局、善意の第三者に対抗できないとして1013条を存続させる結論となった。
- ② 立法の必要性: 取引の安全確保

**8. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の明文化 ~ 施行は2019年7月1日  
(政令第316号)**

**⇒ 1050条の新設、家事事件手続法216条の2~5の新設**

- ① 立法の意義 : 相続人以外の療養看護への貢献の考慮。相続人ではないため、寄与分ではなく、特別寄与料の請求をなしうるという規律。
- ② 立法の必要性: 十分にあり。しかし、療養看護の寄与が認められるかどうかのハードルは財産の維持・増加への貢献という要件にあったのでは? そうだとすれば、中途半端ではないか?

## 略 歴

氏 名 平 田 厚 (ひらた あつし)

生年月日 1960 (昭和35)年5月23日

### [略歴]

1985年3月 東京大学経済学部経済学科卒業

1990年3月 司法修習終了 (第42期)

1990年4月 第二東京弁護士会登録

1996年9月～1997年9月 ベルギー、ルーヴェン・カソリック大学へ留学

2004年4月 明治大学法科大学院専任教授就任 (民法担当)

2012年1月 日比谷南法律事務所設立 (パートナー)

### [歴任委員等]

社会福祉士・精神保健福祉士試験委員 (2006年～2014年、2019年～)

法制審議会民法成年年齢部会幹事

法制審議会国際裁判管轄法制部会幹事等

### [主な著書]

『お墓の法律Q&A』(共著)(1994年,有斐閣)、『死にぎわの法律Q&A』(共著)(1996年,有斐閣)、『定期借家法の解説と法律実務』(2000年,日本法令)、『新しい福祉的支援と民事的支援』(2000年,筒井書房)、『介護保険サービス契約書の実務解説』(2000年,日本法令)、『これからの権利擁護』(2001年,筒井書房)、『社会福祉法人・福祉施設のための実践・リスクマネジメント』(2002年,全社協)、『知的障害者の自己決定権(増補版)』(2002年,エンパワメント研究所)、『Q&A土壌汚染対策法解説』(2003年,三省堂)、『LAWSHOOL 家族法』(2004年,日本加除出版)、『家族と扶養』(2005年,筒井書房)、『Q&A 苦情・トラブル・事故の法律相談』(2007年,清文社)、『成年年齢 18歳成人論の意味と課題』(2009年,ぎょうせい)、『親権と子どもの福祉』(2010年,明石書店 尾中賞学術奨励賞受賞)、『虐待と親子の文学史』(2011年,論創社)、『権利擁護と福祉実践活動』(2012年,明石書店)、『建築請負契約の法理』(2013年,成文堂)、『借地借家法の立法研究』(2014年,成文堂)、『プラクティカル家族法』(2014年,日本加除出版)、『社会福祉と権利擁護』(共著)(2015年,有斐閣)、『福祉現場のトラブル・事故の法律相談Q&A』(2015年,清文社)、『新しい相続法制の行方』(2015年,きんざい)、『独占禁止法の法律相談』(共著)(2016年,青林書院)、『審判例にみる家事事件における事情変更』(2017年,新日本法規)、『判決例・審判例にみる婚姻外関係 保護基準の判断』(2018年,新日本法規)、『介護・医療現場が知っておくべき認知症高齢者への対応と法律問題』(共著)(2019年,新日本法規)、『Q&A 改正相続法対応 相続財産をめぐる第三者対抗要件』(2019年,新日本法規)、『介護事故の法律相談』(2019年,青林書院)など。